

起因物、事故の型：その他の一般動力機械 - 切れ・こすれの死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	業種小コード	労働者規模
1	10～11	シュリンク包装機（トレーに肉をのせた物をラップする機械）についている稼動中であつたラップを切るための刃に誤って手をぶつけてしまい切ってしまった。また、その衝撃で後ろに倒れ頭を打った。	73	10101	10～29
1	22～23	野菜スライサーに円盤状の刃を取り付け、手で回転させながら異音がないかチェックしていた時、誤って右手の人差し指を刃のところに入れてしまい、指先を切創した。	25	10109	500～999
1	9～10	当社工場内カット室にて、プラスチックシートに手を添えて裁断していたところ、シート先にある当て木が滑り、シートが奥に入ったため、添えていた手が通常よりも奥に入り、シートをカットする刃で左手中指の先を切った。	36	11303	50～99
1	11～12	老健施設内の駐車場を小型除雪機で除雪中、雪の状態が水分を含んでいた為、除雪機の雪排出口が詰まり、排雪ロータリーのスイッチを切り、ロータリーが惰性がついて回っていることを失念し、シャーベット状の円錐形の雪を右手で取り除いた時に右手がロータリーの羽根に当たり、グサと感じ、右手の指が折れたような感じが有り、軍手の上から血が滲むような負傷をしてしまった。	73	130201	100～299
1	16～17	自動ロール裁断機で巾50cm、厚さ2mmのスポンジロール材を長さ110cmに裁断中、裁断出口にスポンジ材がよれて出るため、1枚1枚整えていたところ、作業を裁断刃先近くで行うようになり、指先が刃部に入り右手人差し指を負傷した。安全カバーは設置してあるが刃部に指が入る隙間があつた。	50	10807	50～99

1	10～ 11	工場内において切断機で塩ビ管を切断中、誤って右手の甲が切断機の刃に接触した。	45	10805	1～9
1	13～ 14	裁断場で延反作業中、延反機を元の位置に戻す時に延反機を移動させるスイッチではなく、間違えて生地を切るスイッチを押してしまい、カッターが動きケガをしてしまった。	42	10309	10～ 29
1	21～ 22	発泡スチロール減容作業場で、減容作業をしているときにコンベア上に生成されたインゴットが滞留したため、カッターカバーの中に手を入れて引き出そうとした際、引き出したインゴットにセンサーが反応してカッターが作動し指が切断した。	24	80109	10～ 29
1	11～ 12	ウエスの裁断をしていて、布地の最後の方を切る際に手に少し力が入り、体が前に傾き、ウエスを裁断するカッターに指先がさわり、左指を挫創した。	40	10309	10～ 29
1	9～ 10	ゴム練り職場のゴム塗布室にて、ゴム切断機で白ゴムを切断する作業をしていた時に、ゴムが上手く落ちてこなかったため、機械を止めずに安全カバーの下の隙間から左手を入れてゴムを落とそうとし、刃物で左示指の先端を切断した。	56	11709	100 ～ 299
1	14～ 15	ウエスの裁断中、左横に置いてあるウエス原料に気をとられ、ウエスを裁断するカッターに手がさわり切傷した。	71	10309	10～ 29
1	7～8	野菜加工室で、原料のきゅうりをスライサーでカットしている時に、曲がったきゅうりが引っかかってしまったので、指できゅうりを押し込んだ際、スライサーの刃で右手中指の先端を切ってしまい、7mm程欠損した。	61	10109	100 ～ 299
1	10～ 11	工場内の裁断工程において、延反作業時にカットライナーにて右手親指を約1.5cm程度切断し、接合処置を受けた。カットライナー作動時に手元から目を離してしまったことが原因である。	21	10309	30～ 49
1	13～	第一工場2F製本課において、紙積み作業後のフィーダー準備中に、フィーダーの持ち上げの固定フックを外すときに右の手でフィーダーを	36	170101	100 ～

	14	支え、左手でフックを外そうとして、左手人差し指先を引っ掛けてしまった。			299
1	13~ 14	第一工場2F製本課において、紙積み作業後、フィーダー準備中に、フィーダーの持ち上げの固定フックを外す時に右の手でフィーダーを支え、左手でフックを外そうとして、左手人差し指先を引っ掛けた。	36	10701	100 ~ 299
1	10~ 11	工場で紙の加工（紙の角を丸くする）を角丸機でしている時、誤って右手の指先をカットした。	75	10702	1~9
1	9~ 10	生地を裁断（カット）加工中に裁断した生地のズレを修正しようとした時に、裁断機（回転式ハンドカッター）の電源を切らずに作業したために、左小指側面がハンドカッターの刃先に接触し負傷した。	35	80109	1~9
1	9~ 10	プラスチック袋の製造工程で、製袋機端から排出される袋を揃え纏める作業中、誤って左手中指がギロチン刃に触れ、先端を切傷した。	50	10805	10~ 29
1	17~ 18	コーティング機の前反巻き取り側にて原反カットをする際に、自分でカットスタートボタンを押した後、丸刃走行レール部に手を置いていたため両手を切った。	43	10806	10~ 29
2	14~15	現場にて、工事中にコンクリート杭の頭をデスクグラインダーでカットしている際、グラインダーがはじかれてしまい、その勢いで添えていた左手手首を切ってしまい受傷した。	67	30202	1~9
2	13~14	押出品製造現場で、シール材を一定長さに連続裁断作業をしている時に、シール材が裁断刃に接着し、頻繁に跳ね返る現象があったので、安全カバーを外し、裁断刃が剥き出しの状態となっており、シール材のセッティング直後に粘着剤が刃に引っ掛かり、改善しようと裁断刃に指を入れて左手母指切創した。	59	10806	100 ~ 299
2	12~13	デザート包装室にて自動電動カッター（手で持つタイプ）でロールケーキをカットしている時に後のロールケーキを取るためカッターをテーブルに置いていた際、カッターがテーブルから落ちそうになったので、とっさに両手で押さえたときにスイッチに触れた為、刃が動き左手指を	22	10104	500 ~ 999

		切った。			
2	14~15	工場内でバンドソーにてプラスチック製の自動車部品（縦10cm、横30cm）の粗取り作業をしていたところ、両手で部品を持ち、上下に動く帯ノコ刃（幅1cm、厚み2mm）に向かって部品を奥に動かしながら切った際、帯ノコ刃が右手環指に当たり負傷した。	56	11709	50~99
2	14~15	草刈り作業中、エンジンを停止させ、邪魔な草を右手で後方へ払おうとした際、刃が完全に停止しておらず、右手人差し指と中指が当たってしまい負傷した。	55	60101	1~9
2	16~17	工場内の機械作業で、プラスチック製品を金型から取り出す作業をしていて、金型に指の先を当てて、切った。爪をかなり長く伸ばしていたのと、近くの作業員と、おしゃべりしながらの作業で集中した作業が欠けていた。前日も、危ないから、おしゃべりしない様に強く注意した。	21	10805	10~29
2	11~12	面ファスナー工場内（マジクロス）で、カット機を使用してファスナーを裁断中、裁断後の製品がカット刃付近に（出口）に溜まったため、その箇所をよく見ずに、手で取ろうとして、左手人差し指を負傷した。※機械休止せず、行った。	34	10204	50~99
2	14~15	団地内の樹木の刈込作業中、チェーンソーが左手に当たり左手手のひらを負傷する。	60	30109	1~9
2	9~10	コーヒー豆を挽く作業中に豆が詰まりそれを取り除く際に誤って指先がミルのカッターに接触し指先と爪の一部を切断してしまう。	63	80209	1~9
2	10~11	工場内裁断場にて、延反台上に積み重ねたニット生地を裁断する際、裁断機のスイッチをオフにしてストップ状態を確認、及びカッター前部の保護バーを下げる（裁断中は保護バーは上げてある）この動作をせずに別の動作をしようとしたものと思われる。カッターに触れて負傷した瞬間の出来事は、直後に当人に確認したが、明確な返答がなかった為不透明ではあるが、この作業は裁断機の後方から右手で操作するものであり、右手のしかも親指がカッターの前に来る事は考えにくいものである。	44	10209	10~29

2	14~15	本社建具工場一階作業場で手押し盤の刃物を取り替える時、誤って作動スイッチを押してしまい、刃物が指に接触し負傷した。	60	10503	1~9
2	8~9	2次加工でV字スライサーを使用中、投入口付近でパンが詰まり、右手でパンを奥に押し込んだ際に、右手中指がスライサーカッターの刃に接触し負傷した。	66	10104	50~ 99
2	0~1	バックにて、玉ねぎカットの作業中、玉ねぎカッターのカッター部分に詰まった玉ねぎを除去しようと、咄嗟に右手親指で取ろうとしたところ、誤ってカッター部分に親指が触れ、親指先端腹側を切創する。	21	140201	10~ 29
2	15~16	公園内通路側溝公園下の側溝部分を草刈作業中、草刈機が側溝に接触し、跳ねて自分の左足小指部分を切る。	67	30309	10~ 29
2	16~17	ベーカリー作業場にて一斤のホテルブレッドをスライサーでカットしていたところ、パンを掴んでいた右手の人差し指をパンと一緒に切断してしまった。傷が大きかったため、救急車を呼び病院へ行った。	18	80209	1~9
2	14~15	店舗内肉場においてスライサーの刃の掃除をしていた際に、チェーン手袋をせずに拭き上げ作業をしたため左手人差し指に刃が当たり受傷したものである。	33	140201	—
3	16~17	当社工場でプラスチック板を機械で加工中、板が想定外の割れ方をし、機械の刃に右手中指・薬指が触れ、第一関節を切断した。	65	10899	10~ 29
3	12~13	本社工場内で小袋定量包装機のフィルムシール部分の調整をする際、マニュアルには「機械を停止して作業を行うこと」と定めており、調整するために安全カバーを開けると機械が停止する安全装置を設置しているが、機械を停止せず安全カバーの下から手を入れてシール調整をしたため、整袋したフィルムを切断するカッター部に左手人差し指を挟み、第一関節上部より切断した。	43	10109	100 ~ 299
3	8~9	森林除染現場において、竹林の伐採・刈払・集積を1組2名体制で計画し作業を進めていた。刈払機を使用していた作業員が集積していた人の姿が見えないことから、周囲を確認するため振り返ったところに作業員が	47	30309	30~ 49

		いたため、刈払機の刃が接触し被災した。			
3	0~1	食用製品加工室で生食（ローストポークステーキ）のスライス加工時にスイッチをOFFにせずに振り返り、誤って回転している刃に触れてしまい、右手親指の爪側の先端を切った。	24	10101	300 ~ 499
3	14~15	本社第2工場内でチョコレートの包装作業中、チョコレートをフィルムに包む機械で誤って左手で製品を取り出そうとして、フィルムのカッターに左手人差し指を差しこんだため、第一関節の上から指を切断した。	53	10104	30~ 49
3	17~18	工場では機械の刃具交換作業中、治具を締めている時に手をすべらせた。その際、すべった手が機械の尖った部分に当たって動脈を切っしまい、傷口を縫った。	57	11502	30~ 49
3	10~11	ポンプ室エリア内の防潮堤工事で、コンクリート床版上に、アンカー筋（D22mm、長さ7.050mm）を完通させるため、ケミカル2本を先行挿入し、回転攪拌した後、3本目挿入準備として、ハンマードリルをワンショット操作でアンカー筋を引き抜こうとした。その際、アンカー筋の回転が停止する前に被災者が両手で握ったため、装着していたゴム手袋が巻き込まれ、左手親指を負傷した。	24	30199	1~9
3	17~18	8インチコアの磨き作業のため製品を機械にセットする際、テールセンターと製品の間で右手親指が挟まり、親指端先を切断した。テールセンターは油圧動作で前進し製品をセットするもので、その際に製品とセンターがずれていたため右手で持ち上げてセットしようとしたところ、誤って親指を挟んでしまった。	25	10802	100 ~ 299
3	16~17	本社工場下漬室に於いて清掃作業中、白菜4つ割機をホースを使用し水洗いしていたところ、刃の部分に右手人差し指があたり負傷した。	22	10103	100 ~ 299
3	8~9	機械の糊ローラーの手前を手動ボタンを押しながら掃除をしていた時に、手動ボタンを強く押しすぎて、勢いよくローラーが回転し、右手が当たって手を切ってしまった。	33	10602	100 ~ 299

4	13～ 14	環境プラントにて衣類積み込み作業中、トラック荷台にて衣類のフレコン（トンブクロ）を積むためにユニックで載せる作業をしている最中、フレコン（トンブクロ）が当たり、荷台から転落して負傷した。	29	30201	1～9
4	23～ 24	野菜室で長ネギのダイス工程（みじん切）時に、スライサーの電源を切らずに、上コンベアー持ち上げ用のレバーを右手で引き上げ、左手で下コンベアーのダイスされたネギをかき集めていて、手が奥まで入ってしまい稼働中のカッターの刃に左手中指が接触して負傷した。	40	170101	100～ 299
4	23～ 24	長ネギのダイス工程（切りきざむ）終了時に、スライサーの電源を切らずに、上コンベアー持ち上げ用のレバーを右手で引き上げ、左手で下コンベアーのダイスされたネギをかき集めていて、奥まで手が入ってしまい稼働中のカッターの刃に左手中指が接触して負傷した。	40	10104	300～ 499
4	16～ 17	個人庭園にて生垣根を強剪定しようとして、電気サンダーヘノコギリの刃を装着して作業していたところ、回転中のノコギリ刃がはね上がって左手の親指人差し指を切ってしまった。	68	60101	1～9
4	9～ 10	当社縫製工場の裁断場で反物を裁断中に、裁断機で左手の親指を切る。	68	10301	1～9
4	14～ 15	工場内裁断部門、延反台上にて延反終了後の、生地のパインホール部分を切り落とし作業中、進行方向より左手で生地と製図紙を押さえ、右手で手押し裁断機をコントロールして作業を行うところを、左手を逆手に持ち、安全バーより刃側（内側）を押さえて作業したことで事故が起きた。	52	10301	30～ 49
4	13～ 14	工場内において、残コンクリートを洗車機にかけてコンクリートを砂と砕石を分級する設備で、シュートに固まった固形物を鉄筋を使って落とす作業中、回転羽根に鉄筋が巻き込み、右の手の人差し指と親指の間を鉄筋で切りさかれてしまった。尚作業中は皮手袋を使用していたが皮手袋も破れてしまった。	46	10901	10～ 29
4	10～ 11	土場において草刈作業中、前方を向いて切っていた所、後ろを切ろうとまわったときに作業者がいて、足のかかとを切った。	19	30209	10～ 29

5	17～ 18	タンの皮むき機周辺で清掃中に、歯を外して持った時に、手を滑らせて、足で支えようとしたところ、歯の向きが下になり、太ももを切った。	69	10101	10～ 29
5	11～ 12	1階作業場にて廃材を回収しやすくするために、配管材（ビニール製）をサンダーで切断している時、サンダーの刃が絡まって左手親指を切ってしまった。本来は両手でサンダーを持って使用すべきところを片手で押さえて使用してしまった。	24	30110	10～ 29
5	20～ 21	派遣先の工場内で成形3号機にて、検品及び梱包作業をしている時、出来上がった製品を、取り手作業台から取る際に、作業台の仕切りに左腕をぶつける。その時に左前腕部を損傷したと思われる。	44	170101	500 ～ 999
5	11～ 12	場所は2階の工場作業場にてスライサーの清掃をしたところ、電源は切れていたが、刃の回転が完全に止まっていなくて、左示指を切断してしまった。	23	10101	50～ 99
5	9～ 10	ピロー包装機にてパック詰め作業中、フィルムが詰まり、上部のカバーを開けず、横からフィルムを引き抜こうとした際、カット部分の刃が下がりに、右手人差し指、中指の第一関節付近より切断した。	57	10109	100 ～ 299
5	15～ 16	道路沿道で、エンジン付き草刈り機で草刈り作業中、通常作業を中断する際はエンジンを停止し回転刃が停止した後に地面に水平に置くところを、エンジンを止めずに回転刃も動いた状態で擁壁に立て掛けて不安定な状態で次の作業に移ったため、草刈り機が倒れ、左ふくらはぎに当たり負傷した。	49	140101	10～ 29
5	9～ 10	動物村の台所で動物に与えるための野菜（キャベツ、人参、さつまいも、りんご等）を細かく砕く作業をしている際、野菜が下に落ちなかったため、ミキサーのスイッチを切らないまま指で野菜を押したところ、右手中指が回転中のミキサーに触れて右手中指3ヶ所を挫創した。	63	170209	50～ 99
5	8～9	作業中、高さ3m程の所から足を滑らせ、作業中の草刈機が足に接触し負傷する。	63	30199	30～ 49

5	11～ 12	角度30度位の法面でヒラドツツジの剪定作業をしていた時、法面で足を滑らせ、持っていたトリマーに右手が接触し負傷した。	43	30199	1～9
6	10～ 11	制限区域内での草刈作業中に、業務処理責任者が、刈払機で作業していた作業員の左側後方から、合図をせず近づいてしまい、作業員は気付かずに左側を向いた際、業務処理責任者の右側膝部分に刈払機の刃が接触し、被災した。	56	30199	50～ 99
6	9～ 10	草刈りを行う際、草刈り機替え刃を替えようとしたところ、誤って右手親指根元に触れ、受傷した。	60	140101	30～ 49
6	9～ 10	道路の伸びた雑草を伐採している作業中、右足の外側脛の部分を草刈機によって裂傷したものである。	62	30106	10～ 29
6	17～ 18	当社工場内において、T形状のアルミ材をカッターを使用し、切断加工を行っていた。切断作業を終え、回転を止めようと左側にあるスイッチをOFFにしようとして右腕を伸ばしたところ、前腕が刃部に触れ、切創を負った。	51	11209	10～ 29
6	3～4	フィルム交換時、軸に留めてある金属の棒が、ゴムリングの劣化により外れそうになっていた。フィルムを取り付ける際、固定ゴムリングが切れている事に気づかず、フィルムを押し込んでセットしようとした。助手として反対側にいた作業員が、落ちそうになった棒を素手で押さえていたが、金属の棒が動き、金属の角で右手人差し指が削れ欠損する事故となった。	35	10109	10～ 29
6	3～4	当社派遣スタッフの当該労働者は、派遣先の工場内で、専用機械を操作し、氷を袋詰めする作業にあっていた。袋詰用ビニールを交換する為、当該労働者の対面で作業中の労働者が、補填用フィルムをその機械に押し込みながらセットしていた時、本人は、フィルム差し込み口の部品が取れかかっていたため、手でそのフィルムを押さえてストップと声をかけた。しかし、対面の労働者に伝わらず、そのままフィルムを押し込まれ、右手人差し指先辺りを機械にはさまれ負傷した。	35	170101	500 ～ 999
		北側5階ルーフバルコニー内で、モルタル形成用型枠木板撤去作業中、板			

6	9~ 10	から突出していたビスを抜こうとした際、左手の軍手がビスに絡まった。それを外そうと思い、左手人差し指でビスを押し込みながら、電動ドライバーを逆回転させたところ、誤って指先にビスを貫通させてしまった。	28	30209	1~9
6	15~ 16	歩道のカードレール付近で草刈り作業を行っていた。同僚作業員が、肩掛けの刈払機を使用して草を刈り、被災作業員が飛散防止シートをガードレールの外側で持ちながら作業をしていた。その作業中に、同僚作業員がシートの近くを刈ろうとした時に誤って、被災作業員の右足外側に刈刃を当ててしまい、事故が発生した。被災作業員の右足薬指、及び小指の第2関節より上を切除してしまった。その時の現場は、草が長く、視界が非常に悪かった。	62	150101	100 ~ 299
6	16~ 17	会社工場内のマニシングセンターにて、プラスチック製品を切削加工中、製品が加工中に飛ばないように手で押さえていたところ、手の位置が刃物の進路上にあり、手を離すのが遅れてしまい、刃物に右手が巻き込まれてしまった。	23	10805	10~ 29
6	6~7	パンの包装をする作業場において、自動包装機でパンの包装をしていた際、パンが詰まってしまった。本来、詰まりを取り除く際には機械を停止してから行わなければならないにもかかわらず、それを怠り、機械を止めずに手を入れてしまい、フィルムを切断する所に指先を挟んでしまい、右手中指の数ミリを切断した。	57	10104	30~ 49
6	14~ 15	第1現場1号棟北側の不良品切断機で、PS栈木の不良品を細断する作業を行っていたところ、製品を左手でカット位置まで送る際に回転する刃物に接触してしまい、左手甲（人差し指と中指）付近を負傷した。	53	10805	30~ 49
6	8~9	工場にて、商品の密閉シールをする機械から、仕上がった商品を取り出す作業をしている時、手元の商品より先に、奥から流れてくる商品を先にとろうと手を伸ばしたところ、仕切りカーテンの奥まで手が入ってしまい、シールカッターに指を引っ掛けてしまい、左手中指を負傷した。	61	10104	30~ 49
					100

6	19～ 20	バックヤードにて、スライサーでパンのスライス作業中、誤って右手人差し指・中指・親指を切断及び切創した。	22	80209	～ 299
6	14～ 15	工場内で棒状の豚肉をフードスライサーで角切りしていた時、豚肉が出て来るところから豚肉を取り出そうと左手を入れた際に、フードスライサーの刃に左手中指の先が当たり同部を負傷したものである。	25	130201	10～ 29
6	11～ 12	当日現場作業がなかった為、加工場を借りて、今後現場で使用すると思われる木製の作業台を製作していた。使用していた釘打ち機で、重ね合う木材の位置を誤り、裏に添えていた左中指に釘を刺してしまった。	21	30201	10～ 29
6	15～ 16	パレット製作工場内にて、パレットを製作中、板の隙間を調整するため、スクレーパーを隙間に立てて板を寄せながら釘を打ち込んでいた。使用していたスクレーパーが小さく、手で支えながら釘打機を使用していた。その際に釘打機が滑り、掌に向けて釘が発射した。	30	10409	10～ 29
6	10～ 11	被災者は、私有林の下刈事業に従事していた。作業中に突然、数匹のスズメバチが飛来して来たため、下刈機を肩掛けから外して避難しようとし、後方に下刈機を置こうとした際、誤って左臀部にまだ回転していた刃が接触したため、負傷した。	49	60209	10～ 29
6	11～ 12	自社、資材置き場にて伐採作業中、刈払機の操作を誤ってしまい左足を負傷した。	24	30199	1～9
6	11～ 12	電子部品製造工場のハーネス製造作業場で、通常作業である収縮チューブをカットする作業の際、チューブカット機操作中に誤って、チューブカット部に左手人差し指を入れてしまい、指先を切断してしまった。	21	11409	10～ 29
6	9～ 10	芝刈機で草刈作業中、前方にあった石をどけようとして手を伸ばした時、芝刈機の先端の刃に手袋ごと巻き込んでしまった。	34	60101	50～ 99
6	9～ 10	作業員が草刈機で除草中、被災者が左側後方から作業員の後ろを通り、声をかけ近付いた。作業員が草刈機のエンジンを掛けたまま、左回りで振り向いた際、被災者の右膝付近へ回転している草刈機の刃が当たり、負傷した。作業員が別の場所で作業していたため、別の作業員が同じ場	66	160101	30～ 49

		所をするよう何度か説得をしていたが聞き入れず、被災者が作業を止めさせようと近付いたところ発生した。			
7	14~15	庭の手入作業中に、電動バリカンで植木の刈込み作業中に、誤って左手、人差指の先を、切ってしまった。	66	30199	1~9
7	17~18	第三工場給包装機3号機、カルトン2合わせ装置のカッターの刃を交換するため、カッターの刃を固定しているネジを六角レンチにて緩めようとした際、カッターの刃に右手甲人差指部分が接触し負傷した。	34	170101	300 ~ 499
7	16~17	第三工場包装室にてカッター刃の交換中に、カルトンニ合わせ装置で手袋着用せず、カッター刃に触れて、人差し指のつけ根から甲にかけて裂傷した。	34	10104	100 ~ 299
7	21~22	店舗厨房にて、細巻きロボの解体中に、電源が入っていたため、誤ってセンサーが働きカッターが作動し、右手人差指を切ってしまった。	19	140201	50~ 99
7	14~15	工場内にて、被災者がスライサーに右手を差し入れ残存した端材を取り出しているとき、盛り付け担当の別の従業員が気が付かずに稼働させたため、右手人差し指先端を受傷した。当日は勤務を切り上げた。	35	10101	100 ~ 299
7	13~14	床に設置されているレールの上からカーペット布地（横3m×たて3m×厚さ約2cm）を電動カッターを使い裁断する作業をしていたところ、レールの上に右足を乗せた状態でカッターを動かしてしまい、誤って右足の安全靴の上から親指のつけ根あたりを横に1cm程切ってしまった。	43	170101	50~ 99
7	17~18	被害者は現場監督補佐でマンション敷地内で行っている作業員の草刈りを監視していた。後ろで監視していたが、環境美化の観点から草を集めており、作業員が後ろにいることに気付かず、作業員が持つ回転刃が完全に止まっていないまま肩から外し振り回したため被害者の右手に接触し小指を骨折した。	30	170101	1000 ~ 9999
7	10~11	自社倉庫内に於いて、当日は現場が無かったため倉庫で作業中、木材の端材で倉庫で発生するゴミを入れるゴミ箱を作っていた時、釘打ち機を持って木材に近づいたところ、足を滑らせ体勢を崩して転倒した際誤っ	53	30202	1~9

		て釘打ち機の釘が右手第2指に刺さり右手第2指、首及び右肩を捻り負傷したものの。			
7	17~18	当社第3工場にてシャフト加工の縦型ラック製造の段取り作業中、素手でラックダイスを交換・セットする際に、手を滑らせてダイスが落下しそうになったために、更に強く握ったところダイスの角で左手小指第2関節部を切創し屈曲腱を断裂した。	50	11401	100 ~ 299
7	11~12	事務所工場内において被災者が織機清掃のため、機械を停止し糸くず取り及び注油作業後、カバーをはずしたまま、運転を再開したところ、一部注油もれがあったため注油しようと、左手を機械に添えたところ、回転しているベルトに左手薬指が触れ、切傷した。	34	170209	10~ 29
7	21~22	製品のバリをコンベアに流していたところ、コンベアがいっぱいであったため、コンベア上方に投げ入れ様とした際ロボット（停止中）の刃がある事を忘れ誤って刃に左手薬指甲近辺を当て負傷してしまった。	30	11709	50~ 99
7	11~12	当ゴルフ場内レイクコースにて10番スタートへ向かうカート道路横の桜の木の周りの植栽の剪定中、使用していた剪定の機械を植栽の隙間に置いて、剪定した枝等を手で取っていた時、誤って、動かしたままにしていた剪定の機械の刃に触れてしまい右手人差し指を切創、負傷する。	25	140301	100 ~ 299
7	12~13	山林で切捨間伐中に、風倒木直径30cmを玉切りしたところ、木の下方にあたりチェーンソーがキックバックしたため右足親指のつけ根を切創した。	27	60201	10~ 29
7	13~14	路肩の草刈り作業中に草刈り機に絡まった残葉を取り除こうとしてバランスを崩し草刈りの刃に手が触れた。	42	30199	1~9
7	11~12	工場内において駐車場入口のコンクリートの高さを電動ハンマでハツリながら高さを調整中に事故が発生した。被災者は、両手で持った電動ハンマ（縦約20cm×横約10cm・長さ約80cm）でコンクリート（縦約40cm×横約100cm・長さ約200cm）を破碎していた。その時、電動ハンマの刃先がコンクリートで滑って被災者の左足に当たり負傷した。	47	150103	1~9

7	7~8	工場一階の第二粉末充填室でスパイス充填機を調整中包材がカッター一部に詰まり、慌てて詰まった包材を取ろうとして手を入れたところ、回転していたカッターの刃で右手中指の先端を切った。	45	10109	300 ~ 499
7	14~15	民間による剪定工事現場で脚立の3段目に上がってトリマによる刈り込み作業中、降りる時に足を踏み外し、機械と指が接触して負傷した。	23	30199	1~9
7	16~17	工場内で素麺の仕上げの機械（カッター）の上にある麺くずを手ぼうきで払おうとした際、同機械のスイッチを止めずに作業したため、カッターで右示指伸筋腱断裂をした。	52	10109	1~9
7	13~14	当事業所養鶏農場敷地内で草刈り作業中、刈り草集めの手伝いをしていた被災者に、草刈機を使用して作業をしていた別の作業員が、刈り取られた草を集めるよう声をかけたところ、被災者が近くに来て「来ました」と声をかけた。作業員が草刈機を持ったまま振り向いたところ、回転していた草刈機の刃が被災者の右大腿部に当たり負傷した。	18	70101	30~ 49
7	8~9	道有林内で、下刈作業の写真撮影を行っている時に、刈払い作業状況の写真撮影しようと置幅付近にいたところ、横を通過していた作業中の刈払機が伐根でキックバックを起こし、被災者の両足に当たり裂傷した。	50	60209	1~9
7	18~ 19	工場内において亜鉛メッキ鋼板の成型作業中、作業のスピードを上げるため、鋼板を奥から引き出そうとして切断刃のある機器の奥まで手を挿入してしまい、指を負傷した。	42	11209	50~ 99
7	14~ 15	新築工事現場内において、釘打ち機を使用して、間柱、窓台、まさぐ、方位等の構造体の施行作業中、作業をしやすくする為、右手で釘打ち機を持ち、左手で右足のズボンの膝の部分を持ち上げたとき、釘打ち機のスイッチ（トリガー）を握ってしまったため、針が発射され右足内腿に刺さってしまった。	19	30202	1~9
7	14~ 15	作業場でウエスの原料であるももひきを切ろうとして、一度で切れなかったのもう一度裁断機にのせて切ろうとしたところ、引っ掛かり、指を切ってしまった。	51	10209	50~ 99

7	10～ 11	第2工場にて、カップの蓋をシールする機械（クリンカー）にカップが引っ掛かり、機械を停止して直そうとしたとき、センサーによって停止していた機械が動き出し、指を切ってしまった。	43	10109	100 ～ 299
7	17～ 18	当社第2工場にて紙加工の作業中、紙コップ成型機の損紙排出口で、切り出された損紙が詰まったため、それを取り出す作業のとき、機械を停止すべきところ、作動状態のまま手を入れてしまい、損紙切断刃で右手人差し指先端を切断する怪我を負った。	46	10602	10～ 29
7	14～ 15	張ブロック施工の斜面で法面除草作業中に、草刈機の刃が草以外の小木、竹等に接触し、草刈機の刃先が勢いよく足元付近に跳ねて負傷した。	42	30107	10～ 29
7	13～ 14	除草作業のため草刈機を使用していた加害者が、草刈機のエンジンを止めずに、またアクセルをふかしたまま、草刈機をガードレールに立て掛けて、草刈機により飛散しそうな空き缶を避けようとし、草刈機から手を離れた。その際、被災者がガードレールを跨いで手を掛けたとき、草刈機が被災者側に倒れ、左上腕に回転中の草刈機の刃が当たり被災した。	65	30209	—
7	13～ 14	皮剥き機（おろし機の大型機械）で皮を剥いたカスが、刃とローラーに挟まっていたので、それを取るために右手を刃の所に置いていたため、右手の手の平の皮がめくれた。	36	30302	1～9
7	8～9	チェーンソーを使用して伐倒木の造材作業を行っていたとき、チェーンソーの刃が反発し、被災者の大腿部に当たった。	55	30199	1～9
7	9～ 10	造林作業現場において、除伐の作業中、突然出現したスズメ蜂の大群を避けようとして転倒した際、下刈機の刃が左足首から中部にかけて当たり負傷した。	60	60209	1～9
9	11～ 12	当社工場にて、6M×3.6Mの型枠パネルを作成中、釘打ち機を持ちながら作業をしており、誤って釘打ち機の先端に右手人差し指が触れてしまい、釘打ち機から釘が出ていたため受傷した。	53	30209	10～ 29

9	16～ 17	被災者は食品工場にていくら醤油漬けトップシール機の清掃作業を行っていた。機械を停止しカウンタークロスで拭き掃除をしていたところ、トップフィルムを切断するための刃に右手を接触させてしまった。	38	10102	100～ 299
9	11～ 12	多数の松の切株が点在している公園の草刈作業中、前方で作業をしていた従業員が切株を避けようとして方向転換しようとしたところ、後方から追いついてきた作業員の草刈機に右足がぶつかり転倒した。	70	30199	1～9
9	13～ 14	タッカー（針で固定する工具）を使用して、ベッドの枠付け作業をしていたところ、タッカーで右手人差し指を貫通した。	36	10509	—
9	8～9	河川敷にて草刈作業中、肩掛け式草刈機の刃が木の根に当たってキックバックをおこし、右足のひざ下部に当たって負傷したものである。	70	30309	1～9
9	11～ 12	当社敷地内において数名で樹木・雑草の清掃作業中に、同僚（M氏）がエンジン付草刈り機を使用して雑草の刈り取り作業をしている際、近くで後ろ向きで樹木の枝下ろし作業をしていた当人に気付かず、草刈り機の刃部分が当人の左足ふくらはぎ部分に当たり受傷したものである。	35	150102	50～ 99
9	16～ 17	当社、工場内でコンバインの整備中の災害。被災者はコンバインの稲の穂を切り刻む回転刃の交換作業の際、棒状の回転刃を本体へ組み付けするため、回転刃を本体へ設置し、ロックナットを手で仮止めしようとした時、回転刃が本体よりずれて傾いたため、回転刃付近にあった左手に接触し、作業用グローブを着用していたものの、左手甲（親指側）を負傷した。当日は出血はあったのだが、大丈夫と思い病院へはいかなかったが、翌日、左手親指の動きが悪かったため受診した。	29	80109	1～9
9	16～ 17	当社従業員は、当社土場（資材置場）地内において、土場の草刈（近所から苦情がきていた）作業中、同僚（当社従業員）が草刈機を使用、刈った草を収集していた時、お互い作業に夢中になりすぎ、寄りすぎてしまい、右手上腕に草刈機の刃がさわり負傷した。	64	11209	30～ 49
9	11～ 12	コース管理棟横にある整備棟にて、フェアウェイ刈RM6500のカッティングユニットの下刃を新しく交換する際、添えていた左手人差し指を受傷した。	70	140301	50～ 99

9	16~ 17	密集した竹林の伐採作業中、一人が竹を刈り払い、地方が切り払われた竹を倒して搬出していたところ、刈込機の歯（チップソー）が地面に触れた途端、歯の回転によって左で搬出作業をしている従業員の左足に接触したものである。	47	30199	1~9
9	14~ 15	大学の監査室内のコンクリート壁面に防犯機器を取り付ける為の穴をハンマードリルで開ける際、ドリル刃先付近に片手を添えて作業を行っており、ドリルの刃が折れ残っていた刃が左手人差し指に当たった。	50	170201	50~ 99
9	10~ 11	ヒートセッター後部の耳カッター調整中、耳巻きが発生した為、直そうとしたところ右手人差し指をカッターに触れてしまい、切断した。	28	10204	1~9
9	9~ 10	自動車工場内で、お客様のトラックで使用しているETC車載器の取り外し作業中、車内運転席側の足元左側面に両面テープで固定されているETC車載器をスクレイパーではがそうとした際に、力が入りすぎETCが外れた後、支えていた左腕の手首をスクレイパーで損傷したものである。	49	11701	1~9
9	14~ 15	給食室内で、午後からの食器洗浄後、食器洗浄機を洗っていた、スポンジで洗浄機裏を洗う時、スポンジから小指がはみ出しており、ステンレスの角張った所で小指を切ってしまったものである。	56	120109	30~ 49
9	14~ 15	A棟充填作業室でカップ容器にフタをする作業中、シール機ローター部分で容器が停止した為、とっさに手を入れてしまい、センサーが反応し左手の中指指先をシール機で切ったものである。	52	10103	—
9	11~ 12	当社調理場にて、老健施設昼食準備中にスライサーにて、野菜エンギリを切っていたところが手元がくるい、刃に当たり負傷したものである。	26	10109	10~ 29
9	11~ 12	保育所前の未利用地で敷地内草刈作業中に発生、周辺に草が飛散するのを防止する為、防護ネットを被災労働者が保持し、他の労働者が電動草刈機を使い作業を行っていたところ、操作を誤って稼働中の丸型刈刃が防護ネット下を越えて左足に接触（作業用長靴を履いていた）、第三趾（中指）末節切断及び左足背部挫創の傷を負う。	47	150101	100 ~ 299
9	13~	山林で、下刈作業中キックバックをおこし、右足親指の爪の横を草刈機	49	60201	1~9

	14	の刃で負傷した。			
10	17～ 18	農場内で藁切り作業終了後に後片付けをしていたところ、藁切切断機内部に牧草が残っていたため、右手で取り除く時に、機械内部の切断刃に接触して右手人差し指の先に切傷を負った。	59	70101	1～9
10	13～ 14	工場外の洗車場、排水溝の修繕作業中に、電動カッターを使いパイプを切断中、誤って左手（詳細下記※）を切り付け、負傷した。 ※左手内側、人差し指第1関節を深く切傷し、13針縫合、左手人差し指と中指の爪に傷、左手外側、中指の第1・第2関節間に切傷。	70	11701	10～ 29
10	14～ 15	お客様の田んぼでコンバインのカッター部分のわらの詰まりを取り除いて修理している時、軍手が引っぱられ、右指がカッターの刃にさわり怪我をしてしまった。	64	80209	1～9
10	7～8	草刈り作業中に、一緒に作業をしていた作業者の草刈り機が作業者の作業を妨げまいと植木の陰から出て来た被災者の左脚にあたり、前膝の下を切って負傷した。	69	170209	1～9
10	15～ 16	自社の作業場において、プラスチック板の一边を斜めにするため、角度をつけながらカンナ機で削っていた。通常も被災時も機械には保護カバーがつけられていたが、角度をつけていくたびに保護具をずらして確認後、作業に移らなければならないところ、その確認を怠り、死角がある状態でプラスチックを移動させてしまい、右親指が削られてしまった。	43	10805	1～9
10	7～8	原料開梱室前で、原料が入った1号缶を開缶作業中、誤って左手親指を缶上部に添えたまま機械を作動させてしまった。そのため、左手親指が刃に接触し、負傷した。	52	10109	100 ～ 299
10	15～ 16	資材置場で工事の廃材・資材の仮置き場とするための場内整備の草刈りで手鎌で雑草の刈り取り・集草作業中に刈払機の作業員と接近し刈払機のチップが左足下肢に接触し切創（裂創）したものである。	70	30199	1～9
		パチンコ店の駐車場で、隣地との境界に植えてある植木の枝を、電気の			

10	15～ 16	こぎりを使用して、地面からのこぎりの刃を上に向け、不安定な状態で枝を細くしている時、堅い枝がのこぎり刃を倒し、そこに手のひらが当たり、怪我をした。	58	140309	10～ 29
10	16～ 17	工場内の切断作業場で樹脂を切断中に残材を切断していた所、不用意に右手を出してしまい、切削刃物で親指を裂傷し、小指の爪のあたりから切断してしまった。	72	10805	1～9
10	23～ 24	派遣先より当社従業員が右手首を怪我した可能性があるという報告を受ける。その後本人に確認を取ったところ、作業中に負傷したとのこと。部品交換の際に使用したインパクトレンチを持って移動中に、トリガー部分の針金が作業服に引っかかりインパクトレンチが作動した。その際、インパクトレンチを持っていた右手を捻り負傷したと本人より報告を受ける。本人が報告連絡を入れていないため、その時の状況を確認できる現認者がいない。	38	170101	100 ～ 299
10	13～ 14	製造課成型包装係にて、縦ピロ包装機フィルム切り替えのため、フィルム交換作業実施後、日報で使用する日付が印字された製品の入っていない空のフィルムを採取しようと、手動で包装機を動かし、包装機下から手を入れて空のフィルムを引っ張ろうとした。その際、包装機正面には安全カバーの扉が付いているが、包装機下から手を入れて、手を伸ばせば横シーラーに手が届く状態であり、焦りもあったことから指先が横シーラー部付近まで到達し、動いている横シーラー部に左手中指が挟まれて、指先を切断した。	46	10102	300 ～ 499
10	15～ 16	当社工場内にて型抜き後の樹脂シートを切断する機械に樹脂が詰まって停止したため、機械本体の電源を停止し、詰まりを直そうと樹脂を引っ張った際に右手小指が刃に触れ、負傷した。	44	11502	10～ 29
10	11～ 12	大学内の総合グラウンドにおいて刈払機にて草刈作業中、刈払機がピッチング練習場の鉄柱に当たり、反動で跳ね返り、刈払機の刃が右足の親指に直撃し負傷した。	67	120109	100 ～ 299
					100

10	11～ 12	倉庫前にて、ターンマークの塗装をはがす作業中に、ターンマークから電子やすりが跳ね返り、左ふとももに裂傷を負った。	60	140309	～ 299
10	15～ 16	土場（借地）で仮置きしていた雑木（薪材）長さ約1m、直径3～5cmを長さ30cmほどにするために小型チェーンソーで切る作業中右手でチェーンソー左手に雑木を持ち切っていた時、左手人さし指にチェーンソーが接触して負傷した。	21	30209	1～9
10	14～ 15	ゴム成型工場にて、ゴムパッキン製造のための前準備としてのゴム用切断裁断機にて操作・作業中、機械の完全停止確認を怠りゴム生地裁断後の残りの材料を取り出そうとしたため、ゴム裁断刃がおりて来た処、右手親指の先5mm程度を切断した。	31	10806	50～ 99
10	9～ 10	学校の厨房にて、玉ねぎを野菜裁断機でカットしているとき、裁断機の投入口に玉ねぎを真っ直ぐ押し込む際に、裁断機に付随している持ち手部分を使わず右手で押し込んだため、右手中指の爪に裁断機の刃が当たってしまい、爪が剥離し負傷したもの。	51	10109	50～ 99
10	15～ 16	垣の刈り込み作業中、誤ってバリカンで左手の人さし指、中指、薬指を負傷。	25	60101	10～ 29
11	8～9	テノーナー2号機、移動側軸調整時、電源を入れ、残材を機械に通した後、電源を切り通した残材の水平を確認し、ずれていたのを再度調整する際に刃物が惰性で回転しているのは分かっていたが、完全に停止する前に刃物上の六角ネジをメガネレンチで締め付けた時に、刃物に接触し右手小指を切った。	28	11209	10～ 29
11	13～ 14	現場事務所1階の入口付近で休憩所に置いてある資材を取りに向かっている途中、滑って転んで膝を打ちつけ後に倒れた時に右膝の膝蓋腱を断裂した。前日からの雨で路面がぬかるんでいた為、滑りやすくなっていた。	46	40301	30～ 49
	13～	職場（プラスチック成形加工研究室）において、依頼者から供試された試験体をタイルカッターにより試験片へと加工する作業を行っていた。			300

11	14	その際に試験体が回転中の刃（φ200）とガイドの間に挟まってしまったため、外すべく手を出したところ誤って刃に触れてしまい、右手中指を負傷した。	41	120109	～ 499
11	11～ 12	木造戸建の新築工事現場で、1階の床下地合板を釘打ち機を使用して、土台に固定中、操作を誤って、自身の左膝に誤射した。	30	30202	50～ 99
11	15～ 16	工場構内にて、直径約30cm、幅約10cmのクラフトテープを丸鋸で断裁中、クラフトテープを固定する台はなく、不安定な状態のままパレティーナのなか一人で作業していた。断裁中、クラフトテープを押さえていた左手が滑ってしまい、左手人差し指第一関節上を右手で使用していた丸鋸で裂傷した。	60	11709	10～ 29
11	9～ 10	事業所内で車両の荷台を修理していた時、右手に持っていた電動ドリルが滑って、左手の中指を負傷した。	69	10701	10～ 29
11	17～ 18	店内にて、キッチンでナスのスライス中、ナスが引っ掛かり指が滑り、スライサーの刃に右手人差し指を突っ込み受傷した。	21	140201	30～ 49
11	11～ 12	公園内で、草刈り作業中に、草刈り機械が誤って手から離れてしまい、草刈り機械の刃が、左手甲に当たり負傷した。	48	30199	1～9
11	10～ 11	給食室の水槽で短冊切り用スライサーの刃を洗浄している際、取り扱いに慣れていないこともあり、左手掌に切傷を負い、4針縫うこととなった。	28	10109	10～ 29
11	9～ 10	工場内舗装道路工事現場で、コンクリート製重圧管の切断作業をしている時に、ハンドカッターを引き上げる際、バランスを崩してハンドカッターがはね、左手首に刃があたり6針を縫合する負傷をした。	67	30106	1～9
11	18～ 19	工場内で緋のかぶらをスライサーでカットする作業中、本人が緋のかぶらをベルトに投入していたところ、かぶらが詰まったので押し込もうと、機械を停止させずに、手を入れてしまった為に右手中指に裂傷を負った。	53	10103	10～ 29
	13～	同社工場内において、被災者は、モーター付丸ノコ台で、木材を加工			

11	14	中、誤って右手人差し指と中指の先が、丸ノコの刃に触れ、怪我をした。	38	10409	1～9
11	11～12	宅地造成工事でコンクリートブロック積の基礎部分をディスクサンダーで高さ調整のため切断中に当工具が横に跳ね、回転部が左足に接触し負傷した。	45	30109	10～29
12	17～18	第一工場で鮭とばフィレのスライス作業中、切断されてコンベアで流れてくる鮭を待ちきれず取ろうとして奥まで手を入れてしまい刃先に指が触れてしまった。	72	10102	30～49
12	8～9	会社倉庫でパネル床板穴あけ作業を電動ドリルを使用して行っている最中にパネル床板に穴が開いた瞬間、手元が狂い、電動ドリルが暴走して左手小指の第二関節より先を損傷した。	59	30199	1～9
12	13～14	ワッペン付ミシンを使用しワッペンをミシンで縫い付けていた時、ミシンの針が右手の人差し指に当たり、1～2針縫ってしまいケガをした。	36	10209	30～49
12	11～12	当社工場内で、プレス加工に使う材料（コイル材）の端をゴム手袋をして左手に持ち、送り装置に通す作業で、アンコイラの正逆転スイッチを正転に切り替えるのを忘れたため（逆転のままの状態）、持っていた材料がアンコイラへ引き戻された。その勢いで材料の側面をつかんでいた左手親指を裂傷した。	49	11502	30～49
12	8～9	鶏舎の上の奥で発生した災害である。鶏糞を除糞するためのベルトが切れたため、新品と交換しようとして作業をしていた。交換用のベルトを、鉄パイプを差して片側を隣のケージにのせ、交換しようとしているケージの上ののせる際に、除糞用の開口部蓋（合板）の上ののり、下のベルト（1m位）に落ちた（踏み抜いた状態）。その際、交換する前のベルトを押さえているバーと交換用ベルト（約10kg）に手を挟み、左手中指と薬指の第2関節の外側を切り、同時に右足脛を打った。	55	70101	50～99
12	11～12	工場ではの茎を切るカッター（電動ノコギリ）の作業中、わき見をしたため、誤って手が刃に触れ、右手親指外側の第一関節の上より手首に向かって6～7cm程を切り、10針縫合した。	72	80109	30～49

12	16~17	工場で、紙管の切断機の回転軸に紙管を差し込み、ペダルを踏んでその紙管に切断刃（直径約10cm）を接触させて、紙管を切断する作業に従事していた。切断刃を紙管から離れたときに紙管を抜き取るべきところを、急いでいたために切断刃が紙管に接触した状態で紙管を左手で抜き取ろうとした結果、切断刃に左手中指が接触して、左手中指の第一関節左側面を切創した（5針縫合）。	41	10602	1~9
12	14~15	工場内でカーテン生地を裁断機で切る作業中に、カッターが切れにくくなったため機械を止め、カッター部分を研磨するボタンを押したとき、誤って右手を刃の近くに持っていき、右手中指を負傷した。	37	10309	100 ~ 299
12	10~11	加工場にて、製造品であるカップ上面にラップを貼る機械の調整中、ラップが少したわんでいたため、製品排出口より手を入れ、そのラップを引っ張ろうとしたところ、ラップを切り離しているカット刃に左手指が接触した。	40	10103	50~ 99
12	9~10	会社内チューブ工程にて、チューブ切断作業中、チューブを切断する機械の切断口に材料（チューブ）が詰まってしまった。材料が詰まった場合は、電源を切り、設置された工具で材料を取り除くことになっているが、電源を切らずに材料を左手で取り除こうとしたところ、右手がボタンに触れてしまい作動したため、左手の人差し指（1cm前後）を切断した。	25	11402	30~ 49
12	19~20	補正室において、補正練習後に一旦ミシンの電源を切り、補正商品（ボトムス）を両手でセットし、針を下ろすため、右手をはずみ車に移そうと思った瞬間に、無意識にペダルを踏んでしまい、余電力でミシンが作動した。その際、商品に添えていた右手の示指が針の下まで入り込んでしまい、針が刺さり負傷した。	22	80209	30~ 49
12	17~18	精肉に使うスライサーの刃を清掃中、手が滑って右手人差し指を切った。	47	80209	100 ~ 299

出典：[https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen\\_pgm/SHISYO\\_FND.aspx](https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx)(職場のあんぜんサイト)

Return to : [https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206\\_08.html](https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_08.html)